

## ～ 教育研究団体に対する補助金について ～

一般財団法人高知県教職員互助会では、公益目的事業として、学校教育に関する研究等を行う団体の活動に対し、補助を行っています。

なお、土佐教育研究会、高知県高等学校教育研究会、高知県産業教育研究会及び高知県放送教育研究協議会の専門部会等が実施する事業については、別途、寄附金を交付していることから、この補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

### ● 補助対象となる団体

教職員が主体となって所属を横断して教科、特別活動、学校行事、学校運営、教職員の職務、その他、学校教育に関する研究を行う団体

### ● 補助対象事業

学校教育の振興を図るための事業で、次のいずれかに該当する事業

- ① 学校教育の向上又は発展を図るための事業
- ② 学校教育に関する研究又は調査に関する事業
- ③ 学校教育に関する研修又は講習会を開催する事業
- ④ 学校体育若しくは運動競技に関する行事を開催する事業
- ⑤ 学校教育関係団体間の連絡調整に関する事業
- ⑥ その他、学校教育の振興に寄与する適切な事業

### ● 補助金額及び補助対象経費等

- ・ 一団体あたり補助限度額 10 万円（補助率 1/2）
- ・ 報償費、旅費、需用費（食糧費除く）、役務費、使用料及び賃借料、その他、事業の目的や効果から特に必要と認める経費

#### ◆◆◆ これまでに補助を受けた団体が使用した経費例 ◆◆◆

教育研究大会等の配布冊子の印刷費、研究発表会参加旅費、先進地視察旅費  
研修会講師謝金・旅費・会場借上費、全国大会参加補助、テキスト製本代

\* 詳細は、高知県教職員互助会にお問い合わせください。

一般財団法人高知県教職員互助会

電話：088-821-4917